

南知多町LINE公式アカウント情報配信システム構築及び運用支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「南知多町LINE公式アカウント情報配信システム構築及び運用支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する手続きを定めることとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

南知多町LINE公式アカウント情報配信システム構築及び運用支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「南知多町LINE公式アカウント情報配信システム構築及び運用支援業務委託仕様書」によるものとする。ただし委託契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者と本町で協議を行い、一部を変更する場合があります。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予定価格 3,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

3. 参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 令和6年度南知多町競争入札参加資格者名簿に登録がある。
なお、南知多町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、後述の5(1)①オ～キの書類の提出をもって、登録があるものとみなすこととする。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ③ 南知多町工事請負業者指名停止等取扱要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第2号に該当しない者であること。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しない者であること。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ⑧ 過去に市町村、国、都道府県などに対し、LINE公式アカウントを本格運用する

- ためのシステム等を構築・導入した実績があること。
- ⑨ その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができる。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から受託候補者決定までのスケジュールは次のとおり。

令和6年	8月 16日 (金)	公募の公告、実施要領等の公表、質問・参加申し込みの受付開始
	8月 23日 (金)	質問の提出期限 ※回答は、提出後速やかに回答
	9月 6日 (金)	参加申込関係書類の提出期限 参加資格審査結果通知は、令和6年9月6日 (金)以降速やかに通知
	9月 20日 (金)	企画提案関係書類の提出期限
	9月 25日 (水)	審査委員会での企画提案 (以下「プレゼン」という)
	9月下旬	審査結果通知、受託候補者決定

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする(その際A4サイズに折り込んで提出すること)。

(1) 参加申込関係書類

①提出書類

- ア. 参加申込書 (様式1) ※契約時に使用する印鑑を押印。
- イ. 誓約書 (様式2) ※契約時に使用する印鑑を押印。
- ウ. 会社概要書 (様式3)
- エ. 業務実績書 (様式4) ※契約書の写しを添付すること。
※南知多町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、上記の書類に加え、次の書類を提出すること。
- オ. 履歴事項全部証明書 ※発行後3カ月以内
- カ. 財務諸表 (直近1期分)
- キ. 納税証明書(未納がないことが確認できるもの)直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)、道府県民税、市町村税(本社所在地の法人道府県民税、市町村民税及び固定資産税)

②提出期限

令和6年9月6日(金)必着

③提出方法

簡易書留郵便または持参により南知多町へ提出。(提出先は最終項目に記載)
※郵送の場合は提出期限内、持参の場合は開庁時間内までに必着とする。

④その他

参加希望者についてはその参加資格を確認し、令和6年9月6日(金)以降速やかに参加資格確認結果を通知する。

なお、参加資格要件に該当しないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

(2) 企画提案関係書類

①提出書類

- ア. 企画提案書のかがみ (様式5) ※契約時に使用する印鑑を押印。
- イ. 実施体制 (任意様式)
- ウ. 工程表 (任意様式)
- エ. 要件・機能確認表 (様式6)
- オ. 企画の具体案・見積書 (任意様式)

※仕様書を踏まえ、本要領7(1)企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等を参照の上、評価可能となるよう記載すること。

※社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄や写真は入れないこと。

※作成にあたってはイラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集を付ける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

②提出期限

令和6年9月20日(金)必着

③提出方法

簡易書留郵便または持参により南知多町へ提出(提出先は最終項目に記載)

また上記提出書類について、電子データが保存されているCD-R等を1部提出すること。

※郵送の場合は提出期限内、持参の場合は開庁時間内までに必着とする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)をEメールまたは簡易書留郵便、持参により本町へ提出し、必ず事務局へ辞退の連絡を行うこと。(提出先は最終項目に記載)

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年8月16日(金)から8月23日(金)午後5時

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式7)をEメールにより事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。(提出先は最終項目に記載)

(3) 回答

本町は質問書を受理後、ホームページ上で回答し、個別での回答はしない。

※回答は質問受理後、速やかに回答をする。

7. 審査及び選定

南知多町職員で構成する「審査委員会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査をする。審査委員会の構成は下記の通り。

(副町長、総務部長、建設経済部長、厚生部長、教育部長、総務課長、建設課長、成長戦略室長)

なお、提案者が5者以上となった場合は、企画提案書による審査を事前に行い、審査委員会において、選定された者のみがプレゼンを行う

※5者以上の場合は9月24日（火）までに参加希望者へ通知する。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

別紙「評価基準」のとおり

(2) 配点

別紙「評価基準」のとおり

(3) プレゼンに関する事項

※ 参加者数等により日時や実施方法変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和6年9月25日(水)会場は南知多町役場を予定

②参加人数

1提案者につき参加は3名までとする。

Zoomでのオンライン参加も可能とする（会場参加+Zoom参加も可）。

③留意事項

- ・プレゼンは持ち時間は40分以内(説明30分、質疑10分)とする。
- ・提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明(システムデモンストレーションも含む)は可能とする。
- ・プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは南知多町が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。
- ・企画提案課題③について、デモ環境を用いて実際の操作画面を見せること。(デモ環境のアカウント名は自由)

(4) 審査結果

- ・参加者に対してはEメールにより結果を通知するとともに、審査結果の概要を町公式ホームページで公表するものとする。
- ・選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して7日以内に(休日を除く)、書面により理由について説明を求めることができる。

(5) 受託候補者の決定

- ① 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。
- ② 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を受託候補者とする。さらに金額が同額であった場合、評価基準「審査員採点」における【企画提案の内容】の点数によって決定する。
- ③ 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその1者を受託候補者として選定する。ただし、評価点の合計が295点未満の場合は、受託候補者となることはできない。

8. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「契約準備」という）を行う。この契約準備が整った時に、契約を締結する。

ただし、受託候補者が下記のいずれかに該当し、見積書徴収及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託契約相手先の候補とする。※令和6年10月4日（金）までに通知。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する。
- ② 破産法による破産手続き開始の申し立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③ 南知多町暴力団排除条例第2条第2号の規定に該当する。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 南知多町から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 本契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となった。

(2) 契約金額

受託候補者が企画提案時に提示した価格以内とする

(3) 業務の仕様

業務の仕様については、受託候補者の提出書類等に記載された内容を加味し、南知多町において定める。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、南知多町と別途協議する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

11. 問い合わせ・書類等提出先 : 南知多町役場 総務課

住 所 : 〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電 話 : 0569-65-0711 (代表) 内線217

FAX : 0569-65-0694

E メール : soumu@town.minamichita.lg.jp

担 当 : 総務広報グループ 高田